

深谷市補助金等見直し方針

深 谷 市

《 目 次 》

1. はじめに P 1

- 1. 1 定義
- 1. 2 経緯
- 1. 3 あるべき補助金等制度の確立

2. 補助金等の在り方に関する基本原則 P 2

- 基本原則 1 公平であること
- 基本原則 2 適正であること
- 基本原則 3 公益性があること
- 基本原則 4 重要度の高いこと
- 基本原則 5 行政効果があること

3. 補助金等の見直し基準 P 4

- 3. 1 見直しの考え方
- 3. 2 見直しの対象
- 3. 3 見直しの基準
 - 基準 1 公益性を再確認できる
 - 基準 2 要綱等を策定し公開している
 - 基準 3 事業費補助としている
 - 基準 4 自己負担、自己責任としている
 - 基準 5 サンセット（終期設定）方式としている
- 3. 4 見直しの手順
- 3. 5 今後の見直し

1. はじめに

1. 1 定義

「補助金等」とは、地方自治法施行規則第 15 条「歳出予算に係る節の区分」に掲げる 18 節「負担金、補助金及び交付金」のことをいう。

1. 2 経緯

本市の補助金等に関する見直しについては、平成 22 年度に「深谷市補助金等見直し方針」を策定し、補助金等の在り方に関する基本原則を示すとともに、すべての補助金について社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえた抜本的な見直しを実施したところである。

その後、平成 25 年度に再度見直しを行い、更なる基本原則に則った取組をすすめているものである。

1. 3 あるべき補助金等制度の確立

補助金等が、様々な分野における施策目的を効率的に実現するための有効な手段として、これまでに本市行政の遂行に果たしてきた意義は大きく、今後も重要な意味を有していることに変わりはない。

一方で、特定の団体に対し長期間にわたって支出され続けるなど、いわば補助金等が既得権的になっている実態が過去において見受けられたことも事実である。

そこで、補助金等は、あくまで自主的に公益的な活動を実施している補助事業者に対する行政からの支援であるという考え方をあらためて明確にすることにより、今の時代に即した、公平かつ公正な補助金等制度を確立し、行政としてのアカウンタビリティー（説明責任）を果たしていくものとする。

２．補助金等の在り方に関する基本原則

市民ニーズが多様化し、地域における市民活動が活発化するなか、市民と行政が信頼関係を保ちつつ、市民の自主性・自立性を損なわない範囲で市民活動を補助する必要性はますます高まっている。

また、補助金等は、公益的な市民活動の活性化等、本市の施策を展開するうえで重要な手段であるが、個々の補助金等を取り扱う我々職員が意識を改めなければ、補助金等により不公平な結果を生んでしまい、かつ、効率的で効果的な予算執行の妨げとなる恐れがある。

そこで、個々の補助金等を取り扱うすべての職員が理解を深め、意識を改革し、公平かつ効率的な行政活動に資するよう、本市の基本的な考え方を示すものである。

《基本原則１》 公平であること

- 特定の団体等に限定せず、より多くの団体等に参入の機会を与えること
- 補助金等の要綱、交付実績等の情報公開を徹底すること
- 補助金等を定期的に見直し、補助金等の実効性を確保すること

《基本原則２》 適正であること

- 補助金等の交付額には、限度額（補助率）を設けること
- 事業の資金収支の状況を把握し、事業の実施主体には、応分の負担を求めること
- 補助対象経費は、公益的な活動に真に必要な経費であること
- 補助金等の交付先は、市税に滞納がない等、市民としての義務を果たしていること
- 補助金等の申請及び実績報告に係る事務、活動費の現金管理等の事務は、事業の実施主体である補助金等の交付先が責任を持って行うこと

《基本原則３》 公益性があること

- 受益者が限定されることなく、幅広い市民の福祉の増進に寄与すると認められる事業であること

- 自分たちの欲求に基づく活動だけでなく、社会が求めている活動であること。

《基本原則 4》 重要度の高いこと

- 税金の使い方として優先順位が高いこと
- 活動の目的・視点・内容等が、現在の経済・社会情勢に適しており、課題にタイムリーに対応するものであること

《基本原則 5》 行政効果があること

- 「第 2 次深谷市総合計画」に掲げる施策展開の方向と合致する活動であること
- 補助金等の目的（狙い）を具体的に設定し、交付前と交付後で補助金等の効果を測定できること
- 補助金等の交付先が、新たな公共サービスの担い手となること

3. 補助金等の見直し基準

3. 1 見直しの考え方

この見直し基準は、既存の補助金等の額の縮減そのものを目的とするものではなく、あくまでも公平で公正な補助金等の制度運用を目指すものである。

補助金等は、一度見直しを行えば公益性や妥当性が将来にわたって確保されるというものではなく、社会経済情勢に即した見直しが絶えず求められるものである。

従って、所管するすべての補助金等について、補助効果の検証を徹底するとともに補助金等の在り方や今後の方向性をしっかりと見据え、建設的な見直しに努めるものとする。

3. 2 見直しの対象

予算において、18 節「負担金、補助金及び交付金」のうち、「002 細節 補助金及び 003 細節 交付金」として予算化されているものを対象とする。

ただし、次に掲げる補助金等は、本市に事業自体の見直しを行う裁量がないものであるため、対象外とする。

- 法令等により補助の実施が義務付けられているもの

- 国や県の補助を受けて実施するもの

(ただし、市単独で上乗せや横出し補助を行っている場合には、市単独の部分について見直しの対象とする)

3. 3 見直しの基準

《見直し基準 1》 公益性を再確認できる

かつては公益性が認められた活動であっても、時代の変遷とともにその公益性が薄れている補助金等を見直す。

- (1) 現在、その活動によって、利益を受ける者（第三者）はいるか
- (2) 自然（環境）、歴史、福祉等に貢献している活動か
- (3) 自分たちの欲求を満たすだけの活動になっていないか

《見直し基準2》 要綱等を策定し公開している

要綱等を作成し、その補助金等の存在を明らかにし、補助対象経費、補助率、申請手続き等をルール化して、市HPに掲載する等、広く市民に公開する。

- (1) 要綱、要領、その類の資料を整備しているか
- (2) 要綱、要領、その類の資料を公開しているか

《見直し基準3》事業費補助としている

補助対象経費とするのは、活動に要した経費（＝事業費）である事業費補助とすることを基本とし、団体等の維持・存続を目的とする経費である運営費補助（人件費や管理的経費等）については、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象経費を明確に決めているか
- (2) 活動に要した経費だけを補助対象経費としているか
- (3) 団体等の交際費、慶弔費に対して補助金等を交付していないか
- (4) 公益的な活動に直結しない飲食費（打合せのお弁当等）に対して補助金等を交付していないか
- (5) 公益的な活動に直結しない研修旅行に対して補助金等を交付していないか
- (6) 直接補助となっているか（再補助は、再補助先の事業実施状況が把握しにくいことから、実施することのメリットや必要性等合理的な理由がない限り、認めない。）

《見直し基準4》自己負担、自己責任としている

事業の実施主体は補助金等の交付先であることから、活動に要した経費の一定割合は自己負担を求める。

- (1) 補助率は1／2を超えていないか
- (2) 補助金等に上限額を設けているか
- (3) 市税に滞納がないことを条件としているか

《見直し基準5》サンセット（終期設定）方式としている

補助金が、公金により成り立っていることを考えると、基本的に補助金は永続するものではないことを常に意識するとともに、補助対象事業が市民目線で無駄なく適正に行われることが重要である。

施策の浸透・普及により補助目的が達成されたもの、社会経済情勢の変化に

より有効性・必要性が薄れ補助を継続する必要がないと判断されるものについては、補助金等を終了するものとする。

また、定期的に補助金等を終了させ、交付を継続するか否かについて改めて検討を加えることで、時代の流れや社会情勢に取り残されないものにする。

- (1) 補助金等に終期を設定しているか
- (2) 補助金等の終期を要綱等に明文化し、市民に周知しているか
- (3) 補助金等の効果を測定するための指標を決めて、補助金等の目的の達成度合いを把握しているか

3. 4 見直しの手順

(1) 自己評価

- ・毎年度の行政評価の際に、所管するすべての補助金等について、担当課が「基本原則」及び「見直しの基準」に基づく、自己評価を実施する。

(2) 行政評価ヒアリング

- ・行政評価ヒアリングにおいて、企画財政部と担当課により、見直しの方向性を確認する。

(3) 見直しの方向性の決定

- ・(2) のヒアリング結果に基づき、担当課は、補助金ごとに、次の3つの区分で今後の見直しの方向性を決定する。
 - ☐ 現状のまま継続
 - ☐ 一部見直して継続
 - ☐ 休止・廃止

(4) 改善作業

- ・見直しの方向性に基づき、翌年度の当初予算編成に向けて改善作業を行う。

①関係機関との調整

- ・担当課は、関係機関等に対し、見直しの必要性などを丁寧に説明し、影響を低減させつつ、毎年度の予算編成等に併せるなど適切な時期に、随時見直しを行うこととする。

②要綱の改正、予算反映等

- ・担当課においては、見直しの方向性に沿って公平で公正な補助金等の制度となるよう制度の改善、要綱等の制定（改正）作業を行う。
- ・その際は、短期的な改善の視点と長期的な改善の視点を整理して、作業を実施するものとする。
- ・なお、財政課は、本市における標準的な「補助金交付要綱（モデル要綱）」を制定する。
- ・関係機関等との協議が整い次第、翌年度の当初予算編成に反映する。

③継続協議

- ・担当課は、関係機関との調整等に時間を要するなど、翌年度の当初予算編成に間に合わない場合は、引き続き見直し作業を継続する。

（５）見直しサイクルの確立

- ・施策の実現に寄与する時代に即した補助金とするため、（１）から（４）の作業を毎年度継続的に実施する。

３．５ 今後の見直し

個々の補助金を取り巻く状況は絶えず変化を続けることから、原則として毎年度の決算内容を評価していく過程において、補助金等見直し方針との整合や検証を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

平成２２年	７月３０日	制定
平成２５年	１０月２２日	一部改正
平成３０年	７月２７日	一部改正
令和　２年	４月　１日	一部改正